

1 制度

区分	論点	原案の考え方	他の考え方
人的要件①	性的指向 ・性自認	<p>案1 <u>属性を問わないカップル（事実婚含む。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティに限らず、別姓選択、相続問題等を理由に現行の婚姻制度を利用できず（又は利用せず）、悩みや生きづらさを抱えている事実婚カップルなどを含め、幅広く対象とすることにより、多様な性のあり方に基づく多様な暮らしを尊重し、どんな生き方も不利にならない誰もが暮らしやすい社会を目指す。 ※別居する事実婚カップル等、関係性の証明が困難な場合もあり ・浜松市・富士市を含む 25 自治体が採用 <div data-bbox="544 874 1301 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【用語説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向（好きになる性） 好きになる感情がどの性別に向いているかを言う。 ・性自認（性自認） 自分をどのような性別と捉えるかという内的な感じ方を言う。 ・性的マイノリティ（少数者） 性的マジョリティ（多数派）以外の人。 性的マジョリティは、からだの性と性自認が一致している。 LGBTは性的マイノリティの総称として使われる。 性的マイノリティの割合（日本）：約10%（LGBT意識行動調査2019） </div>	<p>案2 <u>一方又は双方が性的マイノリティ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティのカップルの困難解消が目的。 事実婚を対象にすると間口が広がり、本来の目的がぶれる。 事実婚は一定程度法的な関係性が認められている。現行の枠組みでは対応できない性的マイノリティのカップルのみを対象とする。 広く性的マイノリティが利用可能 65 自治体が採用 <p>案3 <u>戸籍上又は自認する性別が同じカップル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍と性自認の組み合わせによっては利用できない性的マイノリティあり 9 自治体が採用
人的要件②	養子縁組関係	<p>案1 <u>パートナーシップに基づく養子縁組の場合は宣誓可能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 同性カップルが相続のために養子縁組を利用する可能性があることに配慮（浜松市、富士市採用） 	<p>案2 <u>養子縁組の場合は宣誓不可</u></p>

第2回男女共同参画審議会

区分	論点	原案の考え方	他の考え方
住所要件①	一方か 双方か	案1 <u>どちらか一方又は双方が市内在住</u> ・婚姻では同居要件がないことや、性的マイノリティが同居を選択しにくい実態があることを考慮 ・浜松市・富士市を含む 31 自治体が採用（うち 16 政令市）	案2 <u>双方が市内在住</u> ・66 自治体が採用 案3 <u>双方が同一住所</u> ・6 自治体が採用
住所要件②	居住状況	案1 <u>居住予定者を含む</u> ・利用者の転入日にあわせて宣誓可。転入事実の再確認が必要（浜松市）	案2 <u>居住者のみ</u> ・転入事実の再確認手を省略（富士市）
子の要件	ファミリーシップ	案1 <u>カップルの双方又は一方と生計が同一の未成年の子を公認（宣誓又は届出方式）</u> ・パートナーが親として認められないケースに対応し、カップルの子も家族として公認 ・成年に達した子は、市長が認める場合公認するか検討中	案2 <u>現状は子どもの公認なし</u> ・浜松市、富士市ほか 【用語説明】 ・ファミリーシップ制度 カップルに加えて、同居の未成年の子（実子又は養子）も家族として承認する制度。（兵庫県明石市 R3. 1. 8～、徳島市 R3. 2. 1～、足立区 R3. 4. 1～）

2 宣誓したカップルに適用可能な行政サービスの検討

区分	考え方
サービス種類	①市営住宅及び公立病院については、制度開始時と同時期に利用できるよう調整する。 ②その他の行政サービスについては、男女共同参画推進会議後、全庁に照会するとともに、他自治体のサービス例を参考に洗い出しを進め、調整する。